平成２３年（フ）第１４３３７号
東京都世田谷区砧５丁目14番14号
破産者　有限会社ハートファーム
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３３８号
東京都世田谷区砧６丁目22―19―102
破産者　橋本　映二
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３４１号
東京都大田区南馬込１丁目47番13号
破産者　株式会社ＲＭＫコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３４２号
栃木県大田原市湯津上3150―212、住民票上の住所埼玉県吉川市吉川団地４―15―107
破産者　菊池　文秀
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３４４号
東京都台東区浅草橋２丁目27番５号
破産者　株式会社コムラド
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３５４号
東京都世田谷区奥沢３丁目30番７号
破産者　有限会社丸八クリーニング商会
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３５５号
東京都世田谷区奥沢３丁目30番７号
破産者　鈴木　鐐三
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３９５号
東京都世田谷区深沢５丁目32番５号
破産者　有限会社ワイオーユー
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３９６号
東京都世田谷区深沢５丁目32―５
破産者　田中裕次郎
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１４号
埼玉県さいたま市中央区大字下落合1006番地
破産者　株式会社ログメイト
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１５号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目35―２―304、開始決定時の住所埼玉県さいたま市中央区大字下落合1006―１―608
破産者　堀田　　成
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２５号
東京都江戸川区松江４丁目27番地１
破産者　有限会社秋吉鋼業
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２６号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21―22―2092
破産者　羽月　明義
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８６１号
アメリカ合衆国ワシントン州ブレマートン　レッドウイング　トレイル　ノースウェスト4265
破産者　渡辺　智子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９３５号
埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺236―１
破産者　中山　和真
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８６号
東京都葛飾区東新小岩８丁目25―５―202
破産者　新垣　和典
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０５号
東京都台東区橋場２丁目１―７―601
破産者　成田　信之
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２５７号
東京都東村山市本町４丁目９　本町アパート24―1006
破産者　小池　真紀
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９７号
東京都足立区新田１丁目２―21―306、住民票上の住所東京都北区志茂３丁目23―13
破産者　多田佳世子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９８号
東京都板橋区大谷口上町13―８―205、開始決定時の住民票上の住所東京都北区志茂３丁目23―13
破産者　多田　佳正
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３４５号
東京都府中市分梅町１丁目16―９―102
破産者　宮田　浩美（旧姓菊池）
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４０２号
東京都練馬区南田中２丁目12―２―203
破産者　市川　　浩
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部